

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2020年度改定版） 「退院時共同指導料」

作成：日医工株式会社（公社） 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第8304号 吉井優実
 監修：日医工株式会社（公社） 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
 日医工株式会社（公社） 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

凡例

MPSコメント

資料No.20201204-1088

本資料は、2020年3月5日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

日医工がお届けする 調剤報酬の全点数

Stu-GE では、 について詳細な解説資料をご用意しております



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/information/598>

Stu-GE 調剤報酬全点数



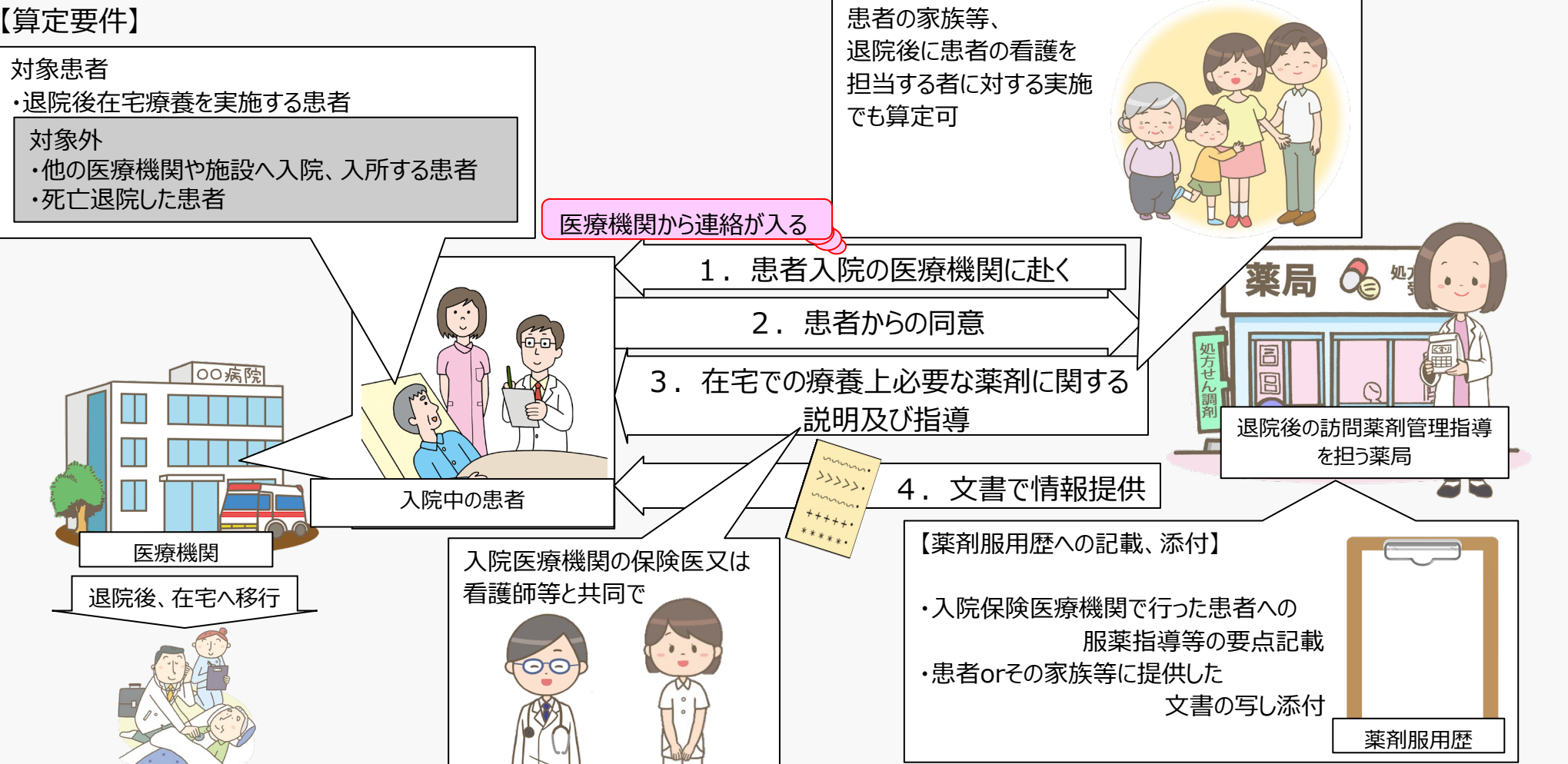
調剤報酬点数表からご確認頂けます

調剤報酬点数 資料掲載確認表 (2021年5月14日時点)

日医IMPS

分類	点数名	要件	点数	資料名	Stu-GE	ヤクメド 動画記事	ヤクメド 採録記事
薬学管理料	薬剤服用歴管理指導料	処方箋受付1回につき		「薬剤服用歴管理指導料(1〜3、特例)」	1067	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/868	https://yakumed.jp/articles/44
	① 3カ月以内に再来局 (かつ 手帳による情報提供)		43点				https://yakumed.jp/articles/54
	② ①、③、④以外		57点				
	③ 特別養護老人ホーム入所者		43点				
	薬剤服用歴管理指導料 (特例)	3カ月以内の再来局患者のうち手帳の活用実績が50%以下、各加算は算定不可	13点				
	④ 情報通信機器を使用	月1回まで、各加算は算定不可	43点	「薬剤服用歴管理指導料(4)」	1069	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/873	https://yakumed.jp/articles/57
	麻薬管理指導加算		22点	「麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作用等防止加算、乳幼児服薬指導加算」	1074	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/884	https://yakumed.jp/articles/55
	重複投薬・相互作用等防止加算	残薬調整以外、残薬調整	40点、30点				https://yakumed.jp/articles/60
	乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点				
	特定薬剤管理指導加算 1	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	10点	「特定薬剤管理指導加算 1, 2」	1072	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/877	https://yakumed.jp/articles/51
	特定薬剤管理指導加算 2	抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る薬剤、月1回まで	100点				https://yakumed.jp/articles/59

内容	点数
医療機関に入院中の患者に、退院後の訪問薬剤管理指導を担う薬局として患者に指定された薬局の薬剤師が、患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な薬剤に関する説明及び指導を、入院中の医療機関の保険医又は保健師、助産師、看護師若しくは准看護師と共同して行った上、文書により情報提供した場合、 当該入院中 1 回に限り算定 ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、 当該入院中 2 回に限り算定	600点



別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者

「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件(告示)」別表第三の一の三

○末期の悪性腫瘍の患者(在宅がん医療総合診療料の算定患者を除く)

○以下(左)のいずれかを受けている患者であって、以下(右)のいずれかの状態である患者

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理
- ・在宅血液透析指導管理
- ・在宅酸素療法指導管理
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- ・在宅人工呼吸指導管理
- ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理
- ・在宅自己疼痛管理指導管理
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理
- ・在宅気管切開患者指導管理



ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している

or

人工肛門又は人工膀胱を設置している

○在宅での療養を行っている患者で、高度な指導管理を必要とする患者

(原則、対面指導)

【医療を提供しているが医療資源の少ない地域※に薬局or入院医療機関が属する場合】


[00 注1たし書き]
 調剤基本料特例除外(特定区域)
 

医療資源が少ない地域は、自然と処方箋の集中率は高くなってしまったため、その地域で必要とされている薬局を救済するため
 別表第六の二に規定する地域
 医療資源が少ない地域に指定されている市町村内の中学校区で判断する

[illegible]

詳細は資料No.1091

「調剤基本料(1-3・特別)」のp6参照

上記のほか、離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島、沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島に該当する地域

6 本資料は、2020年7月20日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いません。

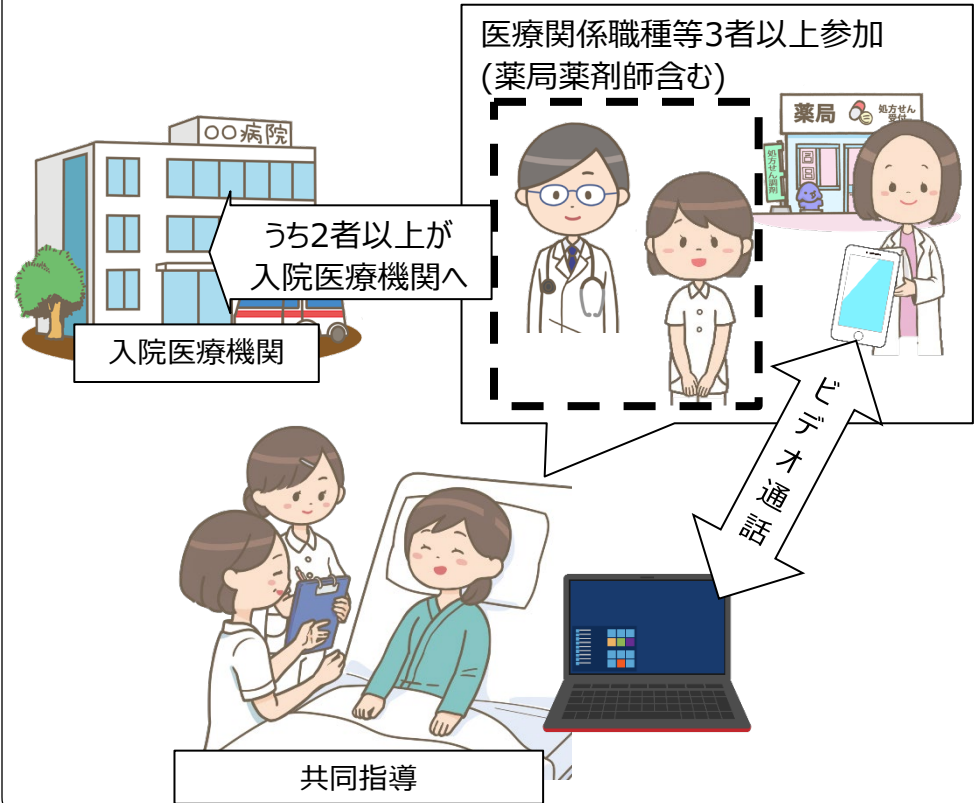
資料No.20201120-1091-p6 Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd

※医療を提供しているが医療資源の少ない地域…「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和２年３月５日保医発 0305 第２号）の別添３の別紙２に掲げる地域（調剤基本料の特例除外適用地域と同じ（資料No.1091「調剤基本料（1-3・特別）」のp6参照）

⇒患者の個人情報をビデオ通話画面上で共有する際、**患者の同意を得ていること**

医療機関の電子カルテなどを含む医療情報システムと共通のネットワーク上の端末でカンファレンスを実施する場合、**厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」**に対応すること

共同指導に医療関係職種等の**3者以上(薬局薬剤師含む)**が参加し、
うち**2者以上**が入院医療機関に赴き実施



日医工がお届けする **Stu-GE** は、
医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける、テーマ別情報一覧

- ・ 診療報酬改定関連の速報情報
- ・ 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- ・ 調剤報酬全点数情報
- ・ 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- ・ DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- ・ その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無 料**
いますぐ、会員登録サイトで登録を！！



スマートフォンで簡単登録

会員特典 1

資料の先行公開

パソコン画面で入力

会員特典 2

更新情報をメールでお知らせ

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>